

ハイ口通信 From 北区

第7号
2021年
4月22日

発行責任者
泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会
共同代表 富田 素實江
N8W3 札幌市エルプラザ2F :レターケース 256
TEL 090-7644-4379

10年目の福島 原発事故で被災した地域住民たちの叫び めざすは廃炉、まともな世の中をつくるために

3月10〜12日、たかさき法律事務所9条の会と平和と教育を考
えるツアー連絡会の共同企画による「10年目の福島の旅」が旅行
会社・旅システムで実施されました。震災直後から9回目昨年は
コロナ禍で中止になり、今回初めて参加しました。福島の現状視
察と原発事故被害に真正面から取組んで活動されている住民や支
援者のお話を聞くことが目的でした。

廃炉の富岡町と楡葉町内を視察

富島第1原発、第2原発に近い
富岡町入口から、いわき町在住で
住職の伊東達也氏(原発問題住民
運動全国連絡会センター筆頭代表
委員)が車窓から廃炉となった富
岡町の高校、繁華街、楡葉町内を
案内してくださいました。特に富
岡町はスポーツ育成に力を注ぎ、
1万8千人も住んでいた町と言
えない衰退ぶりです。この地域で
は1万9千人が強制避難者になっ
ていますが、国の発表は7千人に
なっているとのこと。

「非核の火」「原発悔恨・伝言の碑」

「伝言館」設立

午後からは、翌日3・11に楡葉
町大谷地にある宝鏡寺境内にヒロ
シマ・ナガサキ・ヒキニ・フクシ
マを結び「非核の火」を灯す式典
と「原発悔恨・伝言の碑」建立、
「伝言館」開設オープンの行事を
準備している早川篤雄住職(避難
者訴訟原告団団長と安斎育郎氏
(立命館大学名誉教授)の対談に参
加しました。



早川氏は、40年前から福島原
発電設に反対し、裁判で17年間
闘ってきました。不当判決に対し
て原告の主張は間違っていないか
つたと確信したと言います。早川
氏は「福島第2原発4基が残っ
たのは、奇跡といえます。原発事
故後10年、文字通りの収束は出
来なく、汚染問題も序の口。汚染
ごみをどこにどう保管するのか、
このような問題が将来に渡って
大きくなっていく。国民の皆さん
に関心を持って頂きたい」と強調
されました。(9面に続く)

風声

◆政府が、4月13日に、東京電力福島第1発電所の事故
処理で発生している汚染水を、太平洋に放出処分すること
を決定しました。原発汚染水の海上放出の決定に対して、
福島県民はもろろんのこと、日本中から、そして、世界か
ら「反対」の声が拡がっています。政府や東電が、「トリチ
ウム」の内部被曝による被害の危険性を隠蔽し、「薄めて流せば大丈
夫、人が飲んでも健康に問題ない」と危険性を隠蔽し、批判する意
見を全く無視してきています◆原発事故で被害を受けて10年、やっ
となんとか立ち直りつつある農漁業に、風評の増大は壊滅的な被害
を与えます。「金銭補償」ですむ問題ではなく、農・漁業をできなく
して、農・漁業者を救ったとは絶対にいえません。政府や東電には、
「風評」という言葉で、原発事故被害者が受けている被害がまるで
「根拠のない噂」よるものと国民に思わせようとの意図さえ感じま
す◆処理水の海洋放出は「風評」被害だけではすみません。トリチ
ウム水の放流で心配される重大な被害は、それこそ、放射線の人体
影響です。汚染水には、トリチウムだけでなく、汚染水処理装置A
LPSを通して除去しきれない様々な放射性物質が含まれてお
り、海中の魚類や海藻等による取込み・食物連鎖・生物濃縮を通し
て、多くの人々に内部被曝が懸念されます。「薄めても危険」なもの
です。◆国連の専門家ら5人が「汚染水を太平洋に放出することは、
子ども達の将来的な健康リスクを高めるなど、人権侵害にあたる」
との声明を3月にだしました。海洋放出は、放射性物質による将来
にわたる危険を、福島近海だけでなく、太平洋、さらには、世界中
に及ぼすこととなります。汚染水から放射性物質をほぼ完全に取
り除くための世界的な協同研究をすすめるが、当分の間は、陸上
において保管するべきでしょう◆復興庁が、海洋放出に理解を持たせ
るために、トリチウムのゆるキャラを登場させる動画とチラシを
ウェブサイトで公開し、「トリチウムは健康に心配ありません」と宣
伝しましたが、早速、国民の「大批判」に遭い、慌てて引っこめま
した。この問題は、ゆるキャラなんかでこまかされるようなもので
はありません。「トイレなきマンション」どころではない「核」ミ
「核汚染水」などの汚染物対策の問題は、今後、ますます、大きな
問題となっていくことでしょう。私たちの活動も、未来を思い、未
来にわたる闘いになることでしょう。

(福地保馬)

原発事故から10年

福島を記憶すること

弁護士 高崎 暢

1 3月11日、原発事故から10年を迎えたが、その記憶と経験が風化しつつある。事故の収束のめどが立たず、汚染水や廃炉の問題など困難さを増している。多くの人々が、放射性物質による汚染によって、住むところを追われ、故郷と仕事を失った。政府や東京電力などは事故や事故の影響を小さくみせかけ、補償を打ち切り、老朽原発さえも延命させ稼働させようとしている。

2 「たかさき法律事務所9条の会」は、福島の被災者を励ますべく、毎年3月11日に被災地を訪れてきた。今年も、発電所のあった大熊町と双葉町の中間貯蔵工事情報センターや原子力災害伝承館を訪ね、20キロ圏内にある帰還困難地域や住居制限が解除となった地域の現状を学んだ。

11日2時46分、被災者への黙とうを、「請戸の奇跡の生還」(注1)と呼んでいる大平山霊園でも今年も行った。

7年目の時、「被災地は、帰還困難地域の標識も少なくなり、一見復旧が進んでいるかのようであるが、無人の広大な空き地、フレコンバッグの仮置場を覆う巨大な緑のシートは、被災地の再生はまだまだであることを実感させる。原発事故は、故郷と地域に根差した文化や産業を根こそぎ奪った。7年経った今もその爪痕は残されたままである。」と書いた。

10年目の被災地は、フレコンバッグは中間貯蔵庫に運び込まれ巨大な緑のシートは目立たないが、真新しい大型施設が目につく。肝心な地域住民の居住は回復していない(1月1日現在、全県で居住率31.4%)ため、居住地の荒廃は進み、地域社会はまとも機能していない。そして、何十年単位で考えなければならぬ帰還困難区域や未除染地域が残っている(注2)。

その上に、とてつもない放射線の「核のマグマ」(テプリ)が猛烈な熱を発しながら、10年経った今もなお、原子炉施設の底部で不気味な牙を剥いている。しかも、廃炉作業への技術的見通しがなく深刻な状況にある。廃炉の「見通し」が語られるが、それは願望にすぎない。そうした不透明な状況は、避難住民の帰還意欲を損なう大きな要因の一つとなっている。

この状況では、暮らしの復興、人間の回復という復興はほど遠い。10年という節目が復興の「区切り」にならないことを願いたい。まして、「復興五輪」などという言葉は虚しく響くだけである。

3 今年も、仙台高裁で勝利した「生業を返せ！」裁判の原告団長中島孝さんからお話を聞いた(冒頭の写真)。また、喫緊の問題としての汚染水の海洋投棄についても学習した。汚染水は、核のゴミと同様に、人体への影響だけでなく、まわりの「地域崩壊」「環境破壊」の危険を抱える、原発の落とし子である

4 10年前に始めた「福島の被災者を励ます旅」は私たち参加者が逆に励まされる旅でもあった。これからも続ける必要性を痛感した。被災地福島は、私たちにずっと見つめ記憶することの大切さを語りかけていた。10年経った今も、原子力をコントロールできると考えた人間の愚かさや傲慢さを忘れるなど語りかけていた。



中島孝氏(前列右から4人目)と交流する高崎暢氏(同3人目) 写真提供：旅システム

注1) 海岸から200mにあり、天井部分まで水没した請戸小学校の6年生の男子が、大平山から国道に出られる道を普段から知っていて、その子の指示に従って児童82名と教職員は全員避難できた。私が勝手に命名した。

(注2) 国は第一原発周辺6町村の計画に基づき、帰還困難区域全体の8%を「特定復興拠点区域」に認定し除染などを行っている。認定の基準は「経済活動に適した地形」などで残り92%は白紙。復興の優先度が集落ごとに線引きされ、多くの住民に帰還を諦めさせたという。

※詳細は、たかさき・渡部法律事務所のホームページをご覧ください。

3・11から10年

シリーズ【福島を告発する】⑤

人生を捻じ曲げた原発事故

熊本 美彌子

原発事故被害者団体連絡会 幹事

国と東京電力に賠償を求める東京訴訟 原告
避難者の住宅追い出しを許さない会 世話人



2020年9月29日 黒い雨裁判控訴に厚生労働省に抗議してマイク握る 熊本美彌子氏

原発事故から10年のこの3月は復興という報道ばかりがなされていると思います。しかし、本当に復興なのでしょう。特に原発事故の被害者にとって復興とは何をもって復興といえるのでしょうか。

今年1月事故を起こした東電福島第一原発の原子炉格納容器の蓋に付着したセシウムは想定よりも格段に高く、2号機は約2京〜4京ベクレル(京は兆の1万倍)、3号機は約3京ベクレルと推計値が明らかになりました。新聞報道によると、人が近づくと1時間以内に死ぬ量だということです。極めて高い汚染が10年だという時になって公表されたのです。汚染水も1日140mも発生し

続け、10年たってもゼロになりません。政府は、原発事故は収束に向かっていると喧伝していますが、実態を反映しているとは思えません。被害にあった人々が今どういう状況なのかお知らせしたいと思います。

野菜づくりの暮らしを一変

私は18年前、田舎暮らしをしようと福島県田村市に移住しました。200坪の原野を夫婦で鋤で耕し畑にし、様々な野菜を作り林の中ではシイタケ、舞茸、なめこといった茸を栽培し、ブルーベリーやキウイを育てました。化学肥料は使わずに近くの農家から牛糞や敷き藁をもらい、山から木の葉を集めて堆肥にし土づくりをしました。3年もすると立派な美味しい野菜がとれて田舎暮らしを楽しんでいました。

原発事故はそんな暮らしを一変しました。現在東京で避難生活をしています。私の住んでいた福島の土地は原発から30・5kmほどの所にあります。しかし同じ大字おおあぎの一部が30km圏内なので、2011年9月末までは緊急時避難準備区域でした。半年で解除されたのですが市による除染が済んだのは2013年夏でし

た。区域指定とは汚染の実態を調査して決定するものではありません。単に事故を起こした原発に円心をおいて距離だけで決めるのです。でも、原発から拡散した放射性物質は30kmの距離に関係なく風向で広がっていきます。

しかしながら施策はこの区域指定にすべて根拠を置いてなされてきました。区域指定がなされていないところからの避難者は自主避難者と呼ばれ、勝手に逃げた人々と印象付けがされています。私も区域が解除になりましたので自主避難者です。解除後の2015年11月末に家の玄関から3mの所の土壌の放射性セシウムの量を市民グループに測定してもらったら、8万ベクレル/mありました。玄関からわずか3mですが、木がまばらに生えているからでしょうか、除染されていませんでした。

放射線管理区域の基準は4万ベクレル/mですので、その2倍にあたります。放射線管理区域に人が住むことは想定されていません。行政は土壌の汚染を測らずに空間線量が20ミリシーベルト/年を下回るから帰れといっています。

原発事故が起きる前は一般の人の被ばく限度は1ミリシーベルト/年、多くの被ばくに関する法律はその前提で決められていました。福島県内では事故後ダブルスタンダードとなったのです。事故で飛散した放射性セシウムは多くが水に溶けない不溶性の形であることが指摘されています。不溶性であると体内に取り込まれたとき容易に体から排出されません。内部被ばくの心配がより高まりました。コロナで緊急事態宣言が出されましたが、原子力緊急事態宣言は発出されたままです。これは放射性物質による汚染が続いていることの証左です。

今、区域外避難者へ

起きていたこと

2017年3月末で区域外避難者(いわゆる自主避難者)への住宅提供が打ち切られました。2015年6月に福島県知事が打ち切りを決めたのです。打ち切りの理由は災害救助法の応急救助の時期を過ぎたからだそうです。災害で住まいを失った人には災害救助法により避難所が用意され次に建設型プレハブの応

人生を捻じ曲げた原発事故



2020年9月 福島県交渉 写真提供:熊本氏

(3面からの続き)

急仮設住宅に移ることにあります。原発事故の避難は福島県内にとどまらず日本全国に及びました。このような広域の避難は初めてのことでした。

福島県外では避難所が閉鎖されたのち提供されたのはプレハブではなく建築基準法を満足する恒久住宅でしたが、プレハブと同様に2年経過後は1年毎に許可となり、不安定な状態におかれたのでした。

原子力災害は長期的な対応を必要とします。事故で大量に放出された放射性物質は多くがセシウムであるといわれています。放射性セシウム134の半減期は2年ですが、放射性セシウム137の半減期は30年です。30年たつて

やっと半分になるのです。事故から6年でなくなるものではありません。災害救助法のみ住宅施策は広域避難の原子力災害に有効な手立てにはならないのです。

原発事故の翌年の6月に「子ども被災者支援法」が全国会議員の賛成で成立しました。その9条に国は移動先における住宅の確保に関する施策を講ずるものとするところですが、国は災害救助法を適用しただけでした。災害救助法に対象災害として原子力災害が入ったのは東海村の臨界事故の後です。しかし原子力災害の住宅施策はどうあるべきか検討することなくたくさん被害者を生み出してしまった原発事故が起きてしまったのです。公営住宅法の公募によらない入居(特定入居という)の条件には「災害」が含まれています。何度も特定入居を認めてほしいと行政に要望しましたが、公営住宅法の災害とは家が壊れて住めないということ、放射能では家が壊れないからその条件には当てはまらないと言われました。災害救助法には原子力災害が入っているのにおかしなことです。

東京での避難住宅の状況

私は東京に避難しているので東京の状況をお伝えします。2017年3月末の区域外避難者への住

宅提供打ち切りで、入居している住宅の種類により違う困難に直面することになりました。避難所閉鎖後に入った住宅は自分で自由に選択したわけではないのです。東京都は都が係わる住宅(都営住宅、国家公務員宿舎、民間賃貸住宅)の入居者602世帯に限定して都営住宅300戸の募集をしました。

福島県が係わる住宅(雇用促進住宅など)の入居者115世帯は除外しました。入居できたのは142世帯のみです。60歳未満の単身者は応募できず、18歳未満の子どもが3人以上とか末就学児2人以上といった世帯要件に合致しないと応募できませんでした。母子世帯であつても子ども1人が20歳超だと母子世帯と扱われず、応募できなかったのです。民間賃貸に入っていた人は一度退去届を出し、大家と契約交渉をしなければならず家賃を値上げされたり、保証人を新たに立てねばならなかったりしました。

収入の低い人には福島県が1年目最高3万円、2年目2万円の家賃補助を設けましたが3年目からはゼロ。2年で月収が2万も3万も上がる事態などありえず、またコロナで収入が減少した世帯もあり、大変な 態などありえず、また

コロナで収入が減少した世帯もあり、大変な状況とありますが、皆バラバラで実態が掴めません。

国有財産は大災害時に避難先自治体に無償で提供されます。国家公務員宿舎も避難者に提供されました。この国家公務員宿舎で明渡し訴訟を福島県から起こされている人々がいいます。新しい国家公務員宿舎には単身者用の住まいがあり、そこに入居していた60歳未満の単身者などが都営住宅に応募できず民間にも家賃が高くて移れないで行き所を失いました。

福島県はそれらの人々に財務省から許可を受け国家公務員と同じ使用料で2年限りの契約を結びました。2017年3月末の退去の1月前に福島県は契約書ではなく簡単な契約の概要書面を送りそれによって申し込みをさせたのでした。契約書が送られてきたのは退去期限の過ぎた4月になってからでした。その契約書には概要書面には無かった、2年の期限を過ぎても出ていかないと使用料(家賃+駐車場代)の2倍の損害金を請求するとか、天災等で第三者に損害を与えたら賠償するのは入居者だという条項がありました。驚いた入居者は納得できないと福島県に交渉を申し入れました。(次面へ)

3・11から10年

シリーズ【福島の今を告発する】⑤



東京でのデモ

(4面からの続き)

その人々は廃止が決まっている宿舎で国家公務員は誰も居ず避難者だけが住んでいて補修など行われず、大雨が降るとトイレの壁が濡れてきてトイレトペーパーが湿ってしまうような所に住んでいたのです。そんな中で大地震が起きて外壁が落ち第三者が怪我をしたら賠償は入居者だなんて納得できる条項ではありません。

しかし福島県は交渉には来るものの認められないの一点張りでした。福島県は最後には調停を議会に掛けるという、契約書にサインせざるを得なくなりました。

福島県との契約に申し込みをしたものの契約をしなかった人々もいます。私の知っている2世帯は精神的肉体的に働けず当時無職で福島県の有償の契約は出来なかったのです。かといって退去することもできなかつた、路頭に迷うことになるからです。

この人たちには昨年3月25日に福島県が明渡しと損害賠償の裁判を福島地裁に提訴しました。東京にある物件で東京に全員が住んでいるにもかかわらず、福島地裁への提訴なので東京地裁への移送を2世帯は申し立てています。訴状には福島県による代位行使とあります。

2019年3月末の契約期限切れで退去ができない世帯には2倍の損害金が記された納付書が毎月送られ続けています。2020年11月25日に福島県が送った納付書は30世帯ですが、払った人はゼロです。福島県はこれらの人々の緊急連絡先に協力要請の文書を送り職員2名が戸別訪問して、来年1月末までに退去するように、出なければ訴訟手続きに移行するといいました。住所の変わっていた人には住民票や戸籍附票を本人たちの委任なしに取得したのです。

生活保護の申請に行政は扶養照会をしています。生活保護は貯蓄や働く能力を活用することが要件とされていますが親族の扶養を受けていることは要件ではありません。それなのになぜそのようなことをするかというと、生活保護を受けることを「恥」という風潮を利用して受給を抑制しようとしているのです。「恥」の風潮を利用して福島県はおかしいと声を挙げた人々

々を追い詰めようとしているのです。

当事者たちはずっと国家公務員宿舎に住み続けたいといっている訳ではありません。自分たちの収入で払える住宅があれば移りたい、しかしそれが無いのだといいます。福島県は住まいの相談会を開いて寄り添っているといいますが、その実態は不動産屋を連れてくるだけなのです。避難者の多くは非正規で働いています。収入は不安定です。コロナの影響も受けています。自分たちの実態に合った施策が無い、それがこの住まいの問題の根本原因です。

原発事故に被害者はなんの責任もありませんが、避難したことを責められる謂れはありません、それなのに……

原発政策の犠牲者がその不合理を訴えているのです。その声を聞くべきです。棄民政策は誤りです。

黒い雨訴訟判決

2020年7月29日広島地裁で黒い雨訴訟の判決がありました。黒い雨の降った地域は今まで想定されていたよりより広範囲であったこと、黒い雨に直接当たらずに水や食品を摂取した可能性があることを認め、被爆手帳の交付を認める判決でした。初めて低線量被

ばくの健康への影響を認めただけです。低線量被ばくは福島原発事故でも共通しています。違いは上空で爆発したか地上での事故で飛散したかだけです。

でも、広島市、広島県は国の方針に従って控訴しました。理由は判決が科学的知見に基づかないというのです。私は現在東電と国に対し賠償を求める控訴審をしています。そこに出される国と東電の主張は広島判決の控訴理由と同じ、原告の主張は科学的知見に基づかないというものです。これらは科学の政治的利用だと思えます。自分たちの主張と違うものは科学的知見に基づかないと切り捨てるのです。おそらく核廃棄物貯蔵問題もそのような言葉が跋扈するでしょう。

でも騙されませんように。開かれた論議そして住民の合意が必要です。

一度核事故が起きれば被害者はどのような目にあうか、今その被害が進行中で経験している者として、皆さまに知っていただきたいと思っています。

2020年2月8日



【反・脱原発活動の団体紹介】①

核戦争に反対する北海道医師・歯科医師の会

事務局長 塩川 哲男 (勤医協札幌西区病院内科)

核戦争に反対する北海道医師・歯科医師の会は、医師と歯科医師の立場から核戦争に反対する活動を行う団体で、1989年に結成事務局は勤医協札幌西区病院医局内にあります。

結成以来、会長は福地保馬・北大名誉教授がつとめていましたが、2019年6月から上野武治・北大名誉教授に交代、事務局長は塩川がつとめています。2021年2月現在、130人の医師と4人の歯科医師が参加しています。

〈歴史的事〉

1979年から1980年初頭、核軍拡競争の高まりを受けて、米国の社会的責任のための医師の会のバーナード・ラウンは、ソ連のイーゲニー・チャソフに核戦争を防止するための米ソの医師からな



2020年1月の新年会にて。前列左から3人目が上野会長。中列右から3人目が筆者

る運動を提案しました。1980年12月には核戦争防止国際医師会議 (International Physicians for the Prevention of Nuclear War: IPPNW) 設立の会合がジュネーブで開催されました。IPPNWの最初の世界会議は1981年に米国で開催され、12カ国から80人の医師が参加しました。

これを受けて、1982年1月、日本でもIPPNW日本支部が広島県医師会内に結成され、同年4月、長崎県医師会内に長崎支部、愛知に「核戦争に反対する医師の会」、兵庫に「核戦争を防止する兵庫県医師の会」等が次々に誕生していきます。

1985年、核戦争がもたらす破滅的な結末について信頼できる情報と理解を広めた貢献によってIPPNWにノーベル平和賞が授与されました。

1987年8月、東京で、第1回「核戦争に反対し、核兵器の廃絶を求める医師・医学者のつどい」(反核医師のつどい)が開かれ、294名が参加しました。

1989年10月に、IPPNW第9回世界大会が初めて日本(広島市)で開かれましたが、これに向けて北海道でも反核医師の会

を作ろうという機運が高まり、同年6月4日、札幌市内で、23名の参加で結成総会が開かれました。2011年3月の福島原発事故を受けて、核兵器と同様、原発(私たちは核発電所と呼んでいます)も放射線被害をかならず引き起こすという観点から、2015年の総会で、規約のなかに「原子力発電に反対し、原発のない社会をめざす活動に協力する」という一文を加え、2017年からは「泊原発を再稼働させない北海道連絡会」にも正式加盟しています。

〈どんな活動をしているか〉

主な活動として、(1) 毎年6月の年次総会と記念講演会の開催、(2) 年2回の会報発行、(3) 毎年8月6日に開かれる北海道被爆者追悼会への参加、(4) IPPNWの会議や核戦争に反対する医師の会(全国)が主催する「反核医師のつどい」への代表派遣が主なものです。2004年と2013年には北海道でこの反核医師のつどいを開催しました。また、2003年から8年間つづいた原爆症認定集団訴訟には北海道からも9名の被爆者が参加し、全員が原爆症と認定されましたが、本会では原告弁護団からの要請にもとづき、支援医師団を結成して、個別意見書の作成や裁判での証言など、原告団を

医学的側面から支援しました。

〈今後の展望〉

広島・長崎への原爆投下から75年過ぎた今も、人類は核兵器をなくすることに成功していません。もっとも危険で非人道的な核兵器が地球上に今なお1万3000発余りも存在しているのです。しかもこの50年間で核兵器を保有する国は倍近くに増えており、核テロの危機もなくなっておりません。一方で、核兵器の使用を止めさせ、非核地帯を広げる運動が国内外で大きく発展してきています。日本の被爆者は命をかけて、原爆の非人道性を告発してまい

す。ご承知の通り、IPPNWが中心になって呼びかけたCAN(核兵器廃絶国際キャンペーン)が2017年にノーベル平和賞を受賞し、核兵器禁止条約もついに2021年1月に発効しました。今後は核兵器保有国に核兵器を廃棄させること、核兵器依存国(日本も含みます)にも核抑止論の呪縛から抜け出してもらうことが必要です。医師は日常の診療等に埋没がちですが、その発言の影響力は大きいので、社会的責任を自覚し、核兵器と核発電所のない世界のため、みなさんと力を合わせて運動を進めていく所存です。どうぞよろしく願います。(ホームページ <http://northhankaku.web.fc2.com/>)

故 森山 軍 治 郎 氏 (元 泊原発の廃炉をめざす会 事務局長) 遺稿 連載(7)

泊原発裁判風景—しろうと裁判のはじまり (中)

しろうと裁判

弁護士を立てずに、あくまでふつうの人間として原告席に立って争う。法律用語は難しいし、法廷の内容については一般国民にはわかりづらい。しろうとでありつつけることによって、この裁判を道民国民のものにする。これがぼくらの原則だった。とはいえ、五万人では動きがとれない。ほぼ二〇人に一人の割合で代表を絞り、残りの人には背後で支援してもらうことになった。新たに、一一五一人の原告団を結成し、五人の代表をおいた。ぼくも五人のうちのひとりとなった。

札幌地裁の命令で、一一五一人分の訴訟費用五四〇万円ばかり納入した。被告北海道電力(以下北電側は七人の弁護士を立ててきた。



2015年6月15日 勉強会での森山氏

裁判のやり方について、ぼくら代表と裁判長との間で交渉がつづいた。裁判長は弁護士を立てるか三〇人以下の代表選定当事者を決めて法廷に出ろ、ときかない。ぼくらは一一五一人に絞ったのだし、ひとりひとりが原告として訴えているのだから、集団法廷でやってほしい、と要望した。前例がない、場所がない、と裁判長は一步も引かなかった。交渉は六回にわたって平行線だった。裁判長は「話にならない」を連発した。五回目には裁判長は途中で椅子を蹴ってでていった。六回目にはぼくらが二分で椅子を蹴った。

地裁の最大の法廷でも九六人しか入らない、というから、野球場でも大きな会館でも場所は何とでもなるし、前例がなくとも集団法廷の法的規定があるのだから、その気になればできないことはない。こういういい前例を作ったら、裁判長の出せまぢがないですよ、とまで言った。裁判長は、

一言目には「君たちは法律や法廷のことはわかっていない」と言う。しろうとだから、わからないのはあたりまえだけど、法律違反しろうとというのはない。それより、国民だれもが平等に裁判を受ける権利があり、と憲法に書かれているのを、まさか裁判長ともある

う人が知らないわけがないでしょう。一一五一人で訴訟をさせてください。

いつまでも椅子の蹴合いをしたのでは、肝心の裁判がはじまらない。七回目の打合せで、まず三〇人の分離裁判をやって、残りの一一二一人については別途交渉する、ということ折合いがついた。

いちばん大きい五号法廷は映画館のようだった。右側に原告のぼくらが陣どり、向かい側に北電側七人の弁護士たちが背広・ネクタイ姿で座っていた。ぼくらはみんなだん着のまま、ぼくはピントクのトレーナーにジーパンだった。やがて法服姿の三人の裁判官が入ってきた。弁護士たちはすばやく立って、号令に従って頭を下げた。ぼくらは座ったまま頭を下げた。



札幌地方裁判所

最初に代表の弁護士が、この訴訟を却下してくれ、と裁判長に言った。理由は、原告たちはまじめに法廷で裁判を行うのではなく、大衆運動を展開しようとしているからだ、という。頭にきた。法廷は争うところなのに、この争いはなかったことにしてくれ、と頼んでいるのだ。ぼくは、つかつかと代表弁護士の前に行った。

訴えているのはぼくら原告で、あなたたちは被告人の弁護士だ。やっと法廷で争えるようになったというのに、その態度は許されない。

ものすごいけんまくで怒りをぶつけたものだから、弁護士は殴られるとも思ったのか身構えたままだった。(以下、次号に続く)

【まげい】第一一〇号 一九九三年七月 から転載



森山氏が講師の勉強会風景

放射線被害の〈真実〉を訴え続ける医師・西尾正道の最新刊

原発事故後10年をへてもコロナ禍のかげで
放射線による健康被害は軽視・無視されつづけている——

(独)国立病院機構
北海道がんセンター 名誉院長

西尾正道 著

※「インフォデミック」とは
WHOによる造語で「偽情報の拡散」の意。
「ICRP」とは「国際放射線防護委員会」のことです

被曝インフォデミック

トリチウム、内部被曝——ICRPによるエセ科学の拡散

A5判 並製 132頁(カラー66頁) / 定価:本体1100円+税(税込1210円) / ISBN978-4-909281-32-6 C0036 / 3月中旬刊

*本書には例えば以下のような衝撃的な事実が豊富な図表とともに載っています。

- ICRPが恣意的に作り出した被曝単位シーベルト(Sv)では本当の被曝線量はわからない!
- 内部被曝の危険性は外部被曝の比ではない。例えば、外部被曝がまきストーブにあたって暖をとっている状態ならば、内部被曝はそのストーブのを燃え盛るまきを飲み込むこと!
- 漫画「美味しんぼ」で描かれた鼻血の話は本当である。放射性物質が鼻の粘膜につけば、鼻血は出る!
- ICRP=国際放射線防護委員会は公的な機関ではなく、〈国際原子カムラ〉に付度する民間のNPOである!

【目次より】

第1章 棄民政策を続ける原子カムラの事故後の対応

数値で見る棄民政策
原子カムラの犯罪

第2章 放射線治療医として

放射線の基礎知識
放射線治療の進歩
内部被曝を利用した治療の実例

第3章 閾値と

ICRP(国際放射線防護委員会)の数値の欺瞞性
ICRPとはどんな組織か
ICRPのエセ科学のいくつかのポイント
最新の研究成果を取り入れないICRP
人体影響の評価についてのICRPの問題点

第4章 原発事故による放射線被曝を考える

低線量被曝による健康被害
チェルノブイリ事故との比較で考える
国際機関の動向(ICRPとECRR)
原発作業員と福島県民の被曝線量の問題
小児性甲状腺がんの問題

第5章 隠蔽され続ける内部被曝の恐ろしさ

福島第一原発事故による放射性微粒子の拡散
内部被曝のエネルギー分布
食品の汚染の問題
内部被曝に関する最近の知見

第6章 長寿命放射性元素体内取り込み症候群について

日本人の死因の移り変わり
「長寿命放射性元素体内取り込み症候群」とは何か

第7章 トリチウムの健康被害について

トリチウム(tritium, T=3H)とは何か
自然界でのトリチウムの移行過程と濃縮
トリチウムの人体影響
原発稼働による周辺住民の健康被害の報告
トリチウムは世界中で垂れ流し

西尾正道 (にしお・まさみち)

1947年生まれ。函館市出身。札幌医科大学卒業。74年国立札幌病院・北海道地方がんセンター(現・北海道がんセンター)放射線科勤務。2008年4月同センター院長、13年4月から名誉院長。
日本医学放射線学会(放射線治療専門医)、日本放射線腫瘍学会名誉会員、日本食道学会特別会員、「市民のためのがん治療の会」顧問。
著書に『がんの放射線治療』(日本評論社)、『放射線治療医の本音——がん患者2万人と向き合って』(NHK出版)、『放射線健康障害の真実』、『がん患者3万人と向き合った医師が語る正直ながんのはなし』、『患者よ、がんと賢く闘え! 放射線の光と闇』(以上、旬報社)、『被ばく列島』(小出裕章氏との共著、KADOKAWA)などがある。



本書は全国どこの書店からでも注文できます。また、下の注文書で出版元に直接注文することもできます。その際には1冊300円の送料が別途かかりますが、2冊以上のご注文の場合は送料無料となります。さらに一度に10冊以上ご注文の場合は定価1210円(税込)を税込価格で1冊1000円とさせていただきますのでぜひご利用下さい(委託は不可)。(注文書の送り先) FAXの場合: 011-708-8566 / メールの場合: doi@jurousha.com / 郵送の場合: 〒060-0807札幌市北区北7条西2丁目37山京ビル 寿郎社宛 【代金の支払方法】本と一緒に請求書と郵便振替用紙をお送りさせていただきますので、到着後、1週間以内に最寄りの郵便局から代金をお振り込み下さい。

注文票	
寿郎社発行 地方・小出版流通センター取扱品	
西尾正道『被曝インフォデミック』を <input type="text"/> 冊注文します。	
●お名前	●郵便番号 <input type="text"/> - <input type="text"/>
●ご住所	●電話番号 () -

10年目の福島 原発事故で被災した地域住民たちの叫び

めざすは廃炉、まともな世の中をつくるために

(1面からの続き)

科学者の信頼回復のために頑張る

京都在住の安齋氏は、1940年生まれで戦中戦後5年間福島に疎開し、早川氏とは同志。科学者と宗教者は、原発問題で共同戦線が出来るのではないかと、福島原発設立反対の時から支援されてきました。

事故3年後から福島に74回通って調査と相談を受けてきました。40年経っても廃炉の見通しがないと言います。栢葉、双葉、浪江町の帰宅困難地は戻れないので、除染しなくても良いという国の政策は、福島の避難者半数は戻らないということに繋がります。

山は除染されていません。杉はケバケバして放射性物質が付きやすく、5年経つと折れます。この土を50cm掘ることは出来ません。30年で放射能半減、10分の1には百年かかり、無くなるのは150年先になります。



国が本腰を入れて何十年もの計画を立て何兆円も投入しないと除染されないと言います。米軍の爆発時の「お友だち」作戦は、アトミック軍隊として、爆発時にどれだけ訓練できるかという目的であり、評価してはいけないといえます。

安齋氏は産業が破壊して専門家の信頼がなくなりました。信頼を回復するために死ぬまで頑張ろうと思うと述べられました。

「生業訴訟」仙台高裁判決の意義

漁業をしている中島孝氏(「生業を返せ、地域を返せ!福島原発訴訟」原告団長との交流会で高裁判決の意義を学びました。

生業訴訟とは、壊された生業の原状回復、精神被害として1カ月5万円の損害賠償を福島、宮城、茨城、栃木で被災した職業も年齢もまちまちな原告集団約3650人が国と東電に求めたものです。

昨年9月30日仙台高裁判決は国の責任を福島地裁判決より厳しく「人災」として原告主張を認め3550人に計約10億1千万円の賠償を命じました。中島氏は判決に安全面で審査する機関が東電と一体になって無視していることを指摘し、根深い腐敗がはびこっていると明記されていることが印象的だったといえます。高嶋暢弁護士も血の通った判決と評価。

国は上告しました。中島氏はこの裁判を通して、めざすものは廃炉。まともな世の中をつくるために、最高裁勝訴をめざすと締めくくりました。

帰還者の孤独と伝承のあり方

11日は、相馬市在住で漁業をしてこられた志賀勝昭氏(小高9条の会世話人)が双葉町を案内してくださいました。志賀氏は津波で家が壊れ、放射能で追われ、5年7カ月後に地元の新居に戻ってきました。帰還者はほんのわずかで、孤独であることを強調されました。志賀氏は安齋育郎氏の話聞いて原発建設から反対してきました。漁業組合の青年部を除名されても裁判で闘ってきました。

しかし、「伝承館」には事故前の事実と経過が全く展示されていないと指摘します。

ほとんど人の居ない双葉郡

昨年3月にJR常磐線の双葉、大野、夜ノ森3駅がオリンピックのために50億円かけて建てられ全線再開しました。しかし、双葉駅を利用するのは1日に1、2人程度といえます。双葉病院は、地震で崩れ放射能で被害に遭い、50人の患者等が死亡、今も跡地は立入禁止で放置されています。ほとんど人の居ない、住めない町になっています。伝承館に近い

共同墓地は散々と石碑が倒れたままの手つかず状態でした。

「古里に住みたい、戻りたい」といえないのは復興でない

昨年9月20日開館した福島県が設立した東日本大震災・原子力災害伝承館(双葉町)を見学。語り部の青木淑子氏のお話を聴きました。

青木氏は富岡町に住んで、事故当時教員退職後にデューサービス施設所長をしていました。「崩壊と創世の狭間で」10年目で終わるのかと問いかけ、帰れる人と帰れない人が微妙に違い、人との区切りをつけられていると云います。

「古里に住みたい、戻りたい」と言えないのは、復興ではない。原発は人災であり、戻さなくてはいい、若者が戻ってくるのが復興と、強調しました。(10面に続く)



10年目の福島 原発事故で被災した地域住民たちの叫び めざすは廃炉、まともな世の中をつくるために

(9面からの続き)
3・11 14時46分

大平山霊園で黙禱

大熊町の「中間貯蔵工事情報センター」(環境省・JESCO)で除染作業の進捗状況の説明を受けました。ここは住民が手放したり、貸したりした土地で造られています。
14時46分、浪江町の海に面した大平山霊園で黙禱を捧げました。

半農半エネの取り組み

12日は、南相馬市で農業をされている農民連NPO法人「野馬土」代表理事の三浦広志氏が案内してくださいました。

南相馬市小高地区から避難してきた福島県浜通りの農民運動連絡会、NPO法人「野馬土」では、相馬市の米の全袋の放射線量を検査し、野菜も全てここで検査測量してきました。直売店「野馬土」では、自然な野菜で作られた食品が安価に並んでいました。



大平山霊園

また、原発事故により現在及び将来に向けても利用困難になった農地を含む土地に太陽光パネルを建設。3MW以上を発電。売電収入は農業復興と地域再生の資源に充てています。

9年目までは農業被災者に対する賠償が出ていましたが、三浦氏は10年目以後の賠償を求めて裁判をして、東電と交渉をしています。

三浦氏が言います。「10年経ちましたが、まだ、10年だという気持ち。自分は被災した人たちへの黙禱を未だにできない、生きること」に精一杯です。」

三浦広志氏による汚染水の学習会では、排水が一番困るのは漁業関係者。「風評被害」になっている。誰も帰還できない広い土地で、トリウムを海に流すのではなく、取り出す研究をすればよいと議員や国に提案しています。

原発事故10年の福島は、想像を絶する程の深刻な廃墟と衰退の風景でした。しかし、「コロナ禍でも迎えてくださった福島の人たちは、暖かく、優しく、たくましく、ただかう熱い語りと生きる姿に感動しました。彼らの話から今後の課題が多く見えてきました。

廃炉への活動に取り組んでいきます。
(富田素實江)

☆北区の会に入会ください。

北区の会に入って廃炉への活動をしましょう。
会費は年1口千円(以上)です。
申し込みは、下記にご連絡ください。
HP <https://hairo-kitaku.org/>
メール hairo.kitaku@gmail.com
電話(FAX) 011-726-7234

☆カンパをお願いします。

【ゆうちょ銀行 普通口座】
記号 19050 番号 55038131
口座名「泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会」

訂正 6号(1月15付け) 3面、斎藤真希子さんの原稿で本文始め「東日本大震災からまもなく10年になります。」の後に「10年です。」を加筆し、訂正します。8面、寿都町の人たちとの懇談記事で、上段最後から11行目「約50年後の現在」の「約」を削除し訂正してお詫び致します。



会員紹介

日向雅代さん



「大間も泊も大間違い」だ!

1957年生まれの64歳です。(あまり若くなくて済みません!)
勤医協のいくつかの病院で理学療法士をしてきました。いつだったか、函館の集会で「今この時、日本中で一基の原発も稼働していません」という発言に

涙が出ました。「大間原発大間違い」裁判の原告に参加したり、「福島キッズ」の手伝いなどをしながら、すみっこの1人として原発なくせの思いを持ち続けてきました。CO2削減のために原発を動かすなどという人たちに負けたくないです。

この度は勤医協時代の方とのご縁でこの会に入れていただき、通信の活発な発行に感心し、科学的な情報と草の根の活動の記事に目を覚まされています。